

◎新潟県教育委員会告示第11号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和2年5月26日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあっては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。</p> <p style="text-align: center;">（特別休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第5号（結婚休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第16号（退勤途上危険回避）、第17号（生理休暇）、第18号（妊産婦の健康診断）、第19号（妊娠中の通勤緩和）、第20号（妊婦の妊娠障害）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間に応じ次のとおり夏季休暇をとることができる。</p> <p>(1) 6月以上の採用期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>(2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日</p>	<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 臨時職員は、採用期間の更新又は第5条第2項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 第5条第2項により、1年を超えて採用される場合にあっては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。</p> <p style="text-align: center;">（特別休暇）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第17号（生理休暇）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 採用期間が1月以上の教員相当臨時職員以外の臨時職員（更新等により通算の採用期間が1月上となる者を含む。）は、1年の7月1日から8月31日までの期間内において、週休日及び休日等を除いて原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間の夏季休暇をとることができる。ただし、業務の都合によりやむを得ないと認められるときは、7月及び8月の採用期間</p>

までの期間内において採用期間が1月以上の者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間

がいずれも16日以上の方に限り、休暇の取得期間を9月30日まで延長することができる。